

検討資料3

施設整備計画の進め方について

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の処理の優先順位を「発生抑制」、「再利用」、「再生利用」とし、これらによることができないもののうち、熱回収できるものは「熱回収」し、それ以外のは「適正処理」しなければならないとしています。

23区の清掃事業は、ごみの収集・運搬、ごみの減量や資源化等の推進は各区が実施し、ごみの中間処理（焼却・破砕等）は清掃一組が実施しており、相互に連携しながら事業を推進しています。

清掃一組は、23区から発生するごみを確実に処理しなければなりません。各区のごみ減量目標を見込んだ将来のごみ量で施設整備計画を策定すると、目標ほどごみが減量されなかった場合、焼却能力が不足することになります。このことから、清掃一組の施設整備計画は、各区のごみ減量施策の結果が反映された実績ごみ量から予測した将来のごみ量に基づき策定しています。

したがって、今後も各区におけるごみ減量施策等の動向や進捗状況を見極めながら、施設整備計画に反映していきます。

進め方のイメージ

